

# 株式分割に関する取締役会決議公告

平成 18 年 7 月 18 日

株 主 各 位

名古屋市中村区鳥居西通 1 丁目 3 番地

株式会社アオキスーパー

取締役社長 青木 偉 晃

平成 18 年 6 月 2 日開催の当社取締役会において、株式の分割に関し、下記のとおり決議いたしましたので公告いたします。

## 記

- 平成 18 年 8 月 21 日(月曜日)付をもって、次のとおり普通株式 1 株を 1.2 株に分割する。
  - 分割により増加する株式数 普通株式 2,504,880 株
  - 分割の方法 平成 18 年 8 月 20 日(日曜日)を基準日として株主の所有株式数を、1 株につき 1.2 株の割合をもって分割する。ただし、分割の結果生ずる 1 株未満の端数株式は、これを一括売却または買受けし、その処分代金を端数の生じた株主に対し、その端数に応じて分配する。
- その他、この株式の分割に必要な事項は、今後の取締役会において決定する。

以 上

## お知らせならびにご注意

- 株式の分割により発行する株券およびご所有株式に関するご案内は、平成 18 年 10 月 10 日にお届出ご住所にお送り申し上げる予定でございます。ただし、1 単元(1,000 株)未満の株式数は株主名簿に登録し、株券は発行いたしません。
- 証券保管振替制度ご利用の場合は、平成 18 年 8 月 21 日付にて、株式の分割により増加した株式数が、実質株主名簿およびご預託の証券会社等の顧客口座簿に記載または記録されることとなります。
- 株式の分割後に新たに発生する単元未満株式の買取請求については、その買取代金のお支払いが平成 18 年 9 月下旬以後となります。(ただし、実質株主名簿に記載または記録された単元未満株式についての買取代金は、通常の日程でお支払いいたします。)
- 名義書換未済の株券をお持ちの方は、速やかに名義書換または証券会社等で証券保管振替制度ご利用の手続きをお済ませください。

なお、住所変更、改印等の届出未済の方は、至急手続きをお済ませください。

株主名簿管理人 〒460-8685 名古屋市中区栄三丁目 15 番 33 号  
事務取扱場所 中央三井信託銀行株式会社 名古屋支店証券代行部  
(お問い合わせ先) 電話 0120-78-2031(フリーダイヤル)  
同 取 次 所 中央三井信託銀行株式会社 本店および全国各支店  
日本証券代行株式会社 本店および全国各支店